

第29回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年5月8日（土）

午後5時から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置及び協力要請等について
- (3) その他

3 閉 会

第29回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年5月8日（土）

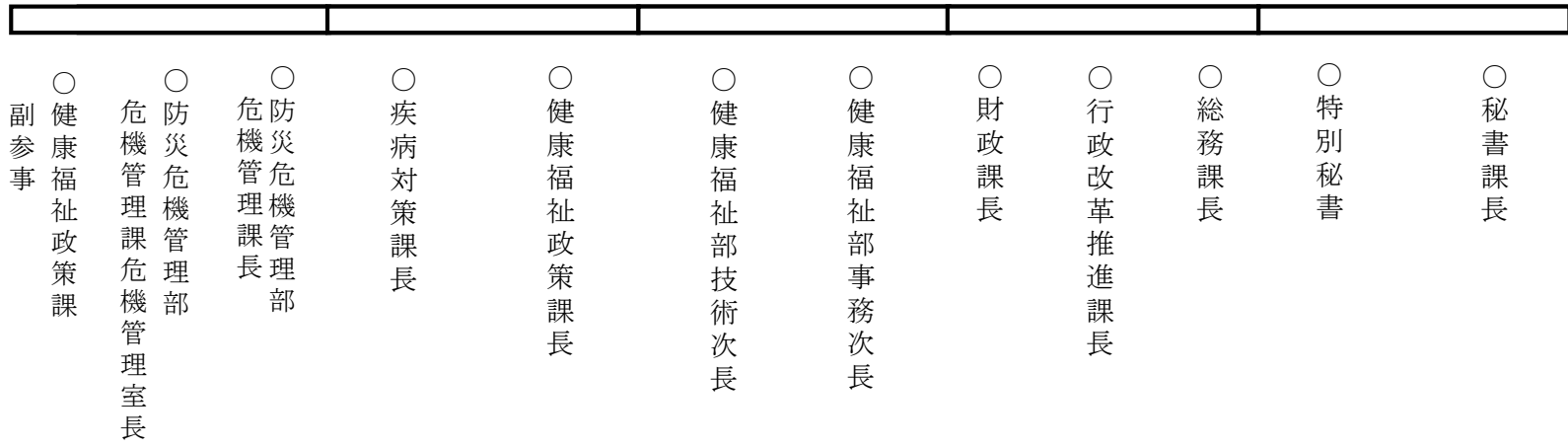
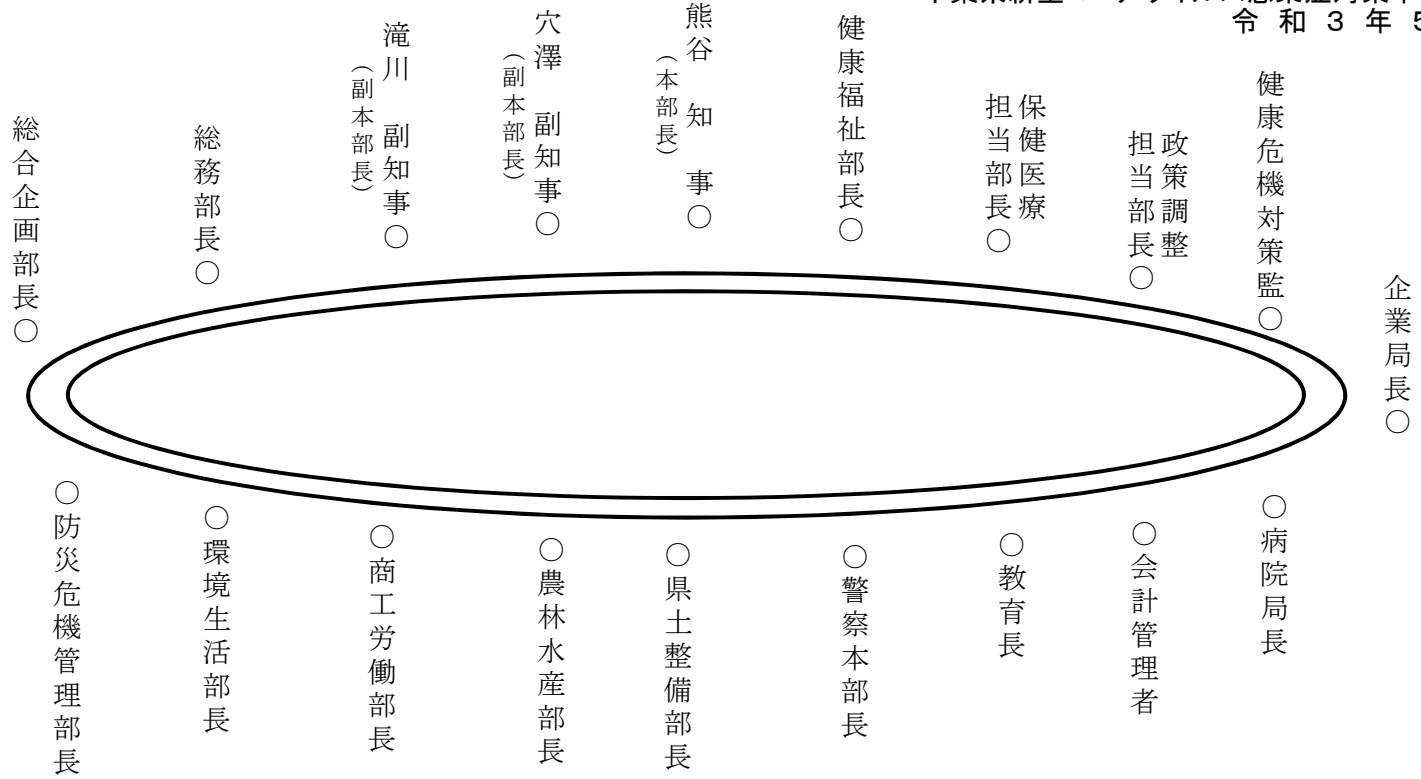
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年5月8日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市
船橋市
柏市
市長会
町村会



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年5月8日(土)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県 の 感染状況等 [5月7日時点]

項目	本日の数値 (5月7日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	125.7 人	—	—
(2)直近1週間と先週1週間の比較	0.88	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	14.06人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	17.5% (154 / 880)	—	—
(5)感染経路不明率	54.8% (482 / 880)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	6.75% (5月4日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	31.2% (425 / 1361)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数/療養者数) (注2)	33.0% (425 / 1288)	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	20.7% (19 / 92)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	20.58人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	34.6% (335 / 968)	—	—

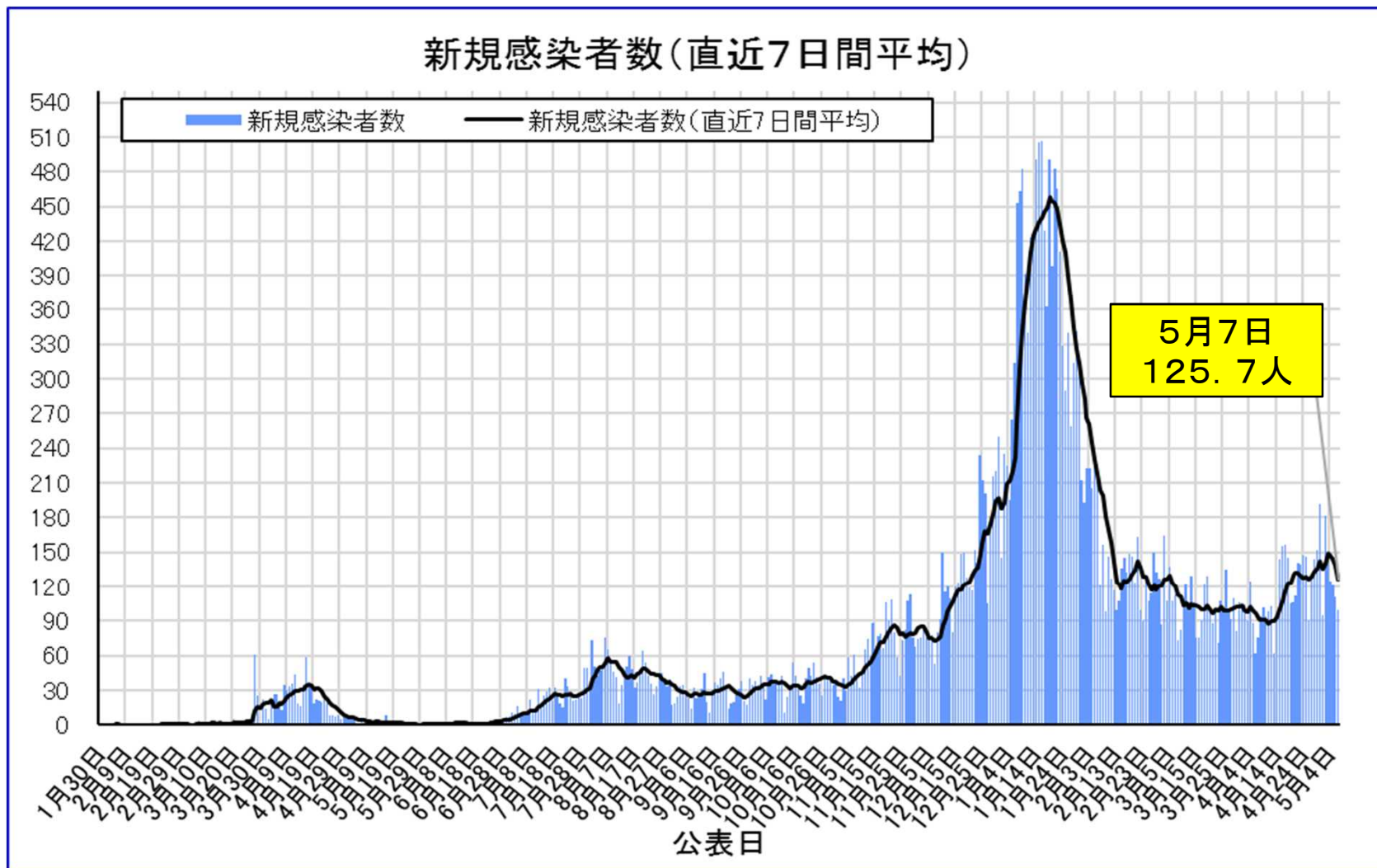
注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

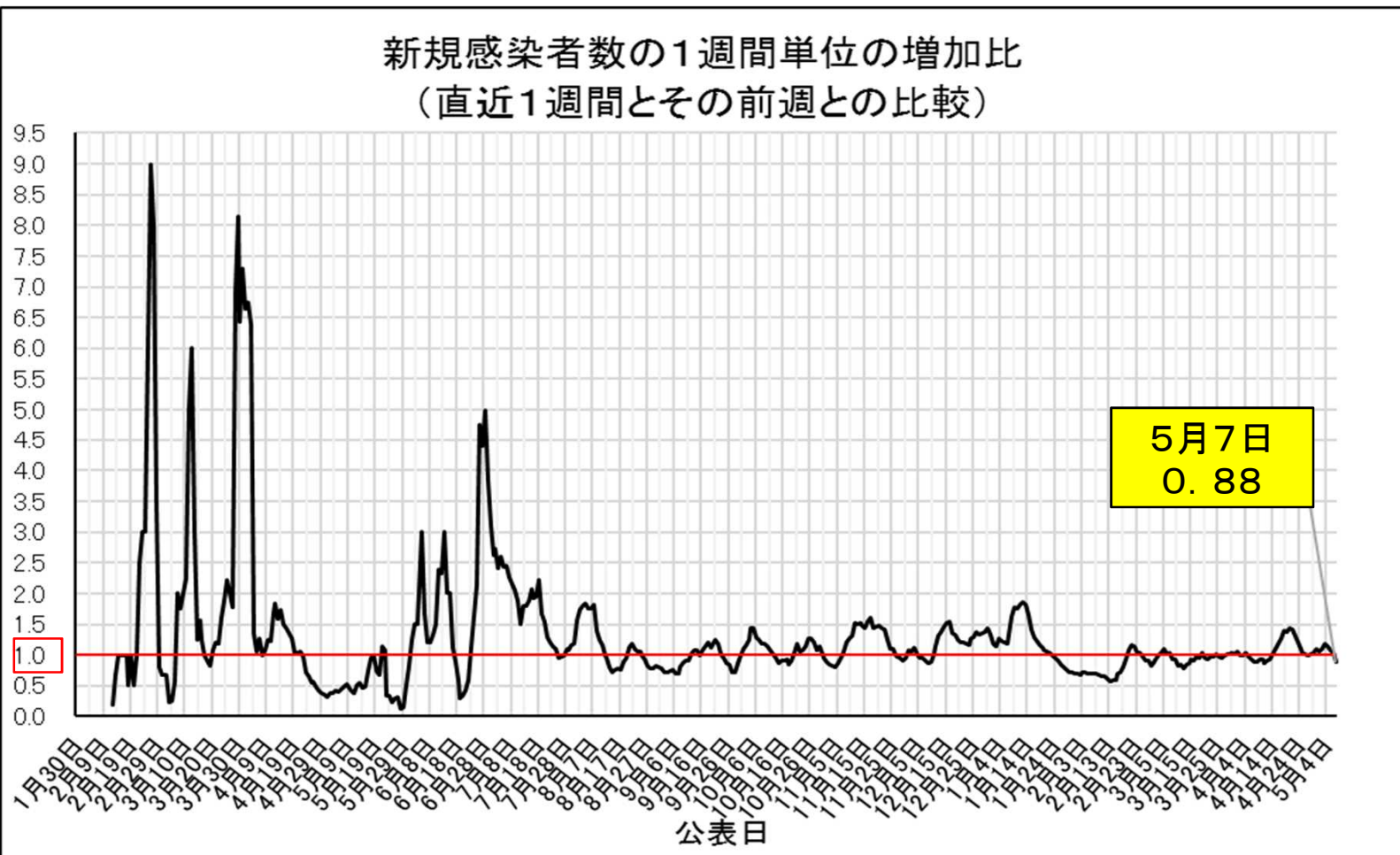
新規感染者数（直近7日間平均）

○ 新規感染者数（直近7日間平均）は、令和3年2月中旬以降、横ばいから微減となっていたが、4月中旬以降増加傾向にあり、5月7日時点では125.7人となっている。



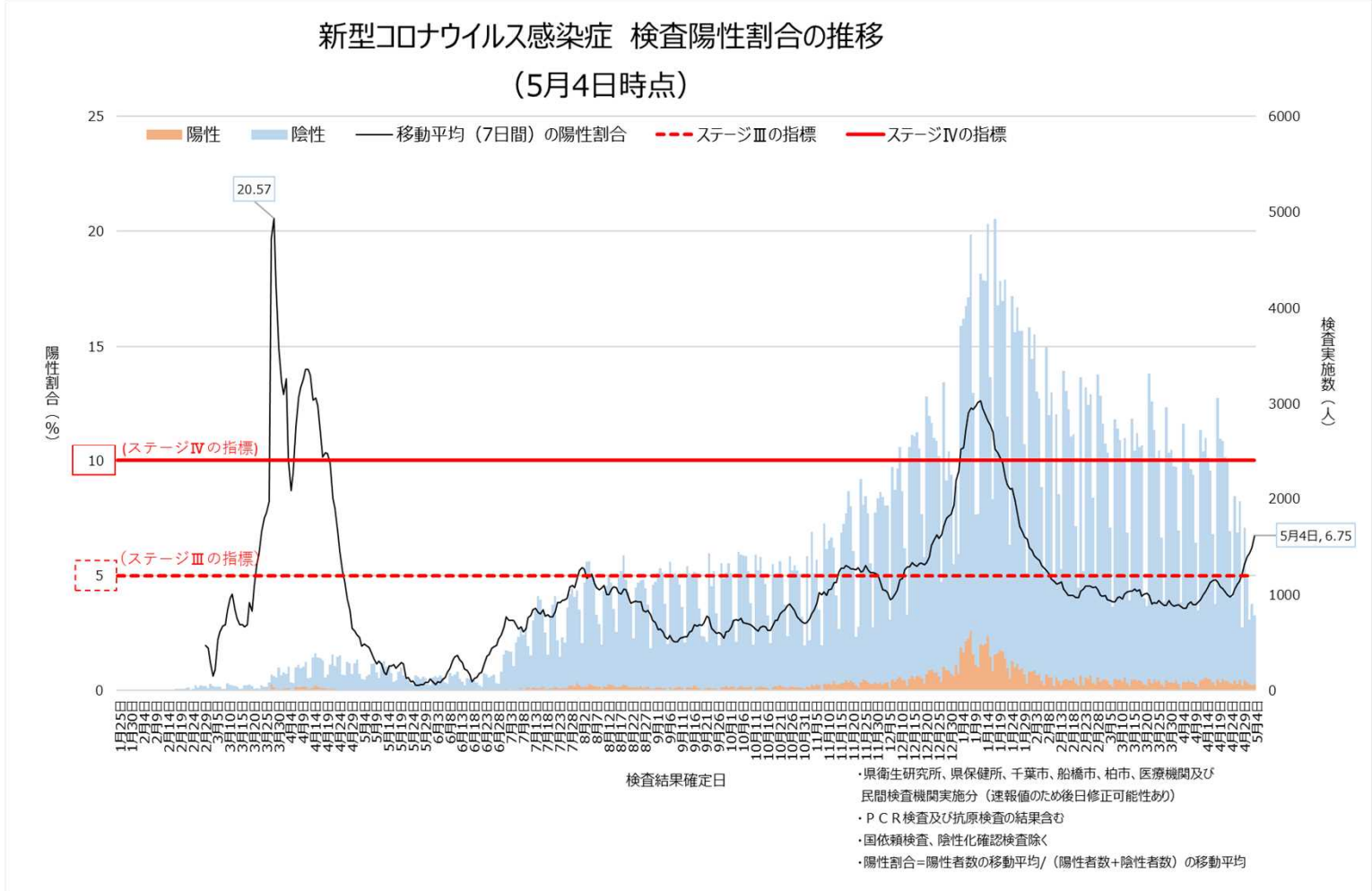
新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年2月下旬以降、1.0を前後する状態であったが、4月中旬から1.0を上回る日が続いた。なお、5月7日現在、0.88となっている。
(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、令和3年2月上旬以降は4%前後で推移していた。直近は上昇傾向にあり、5月4日までの直近1週間の平均は6.75%となっている。



期間	陽性割合
3/9 ～3/15	4.31%
3/16 ～3/22	4.13%
3/23 ～3/29	3.71%
3/30 ～4/6	3.58%
4/7 ～4/13	4.16%
4/14 ～4/20	4.51%
4/21 ～4/27	4.63%
4/28 ～5/4	6.75%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)

累積感染者数
34,089名
(5月7日公表時点)

死亡 635名

療養解除 23,964名

退院 8,202名

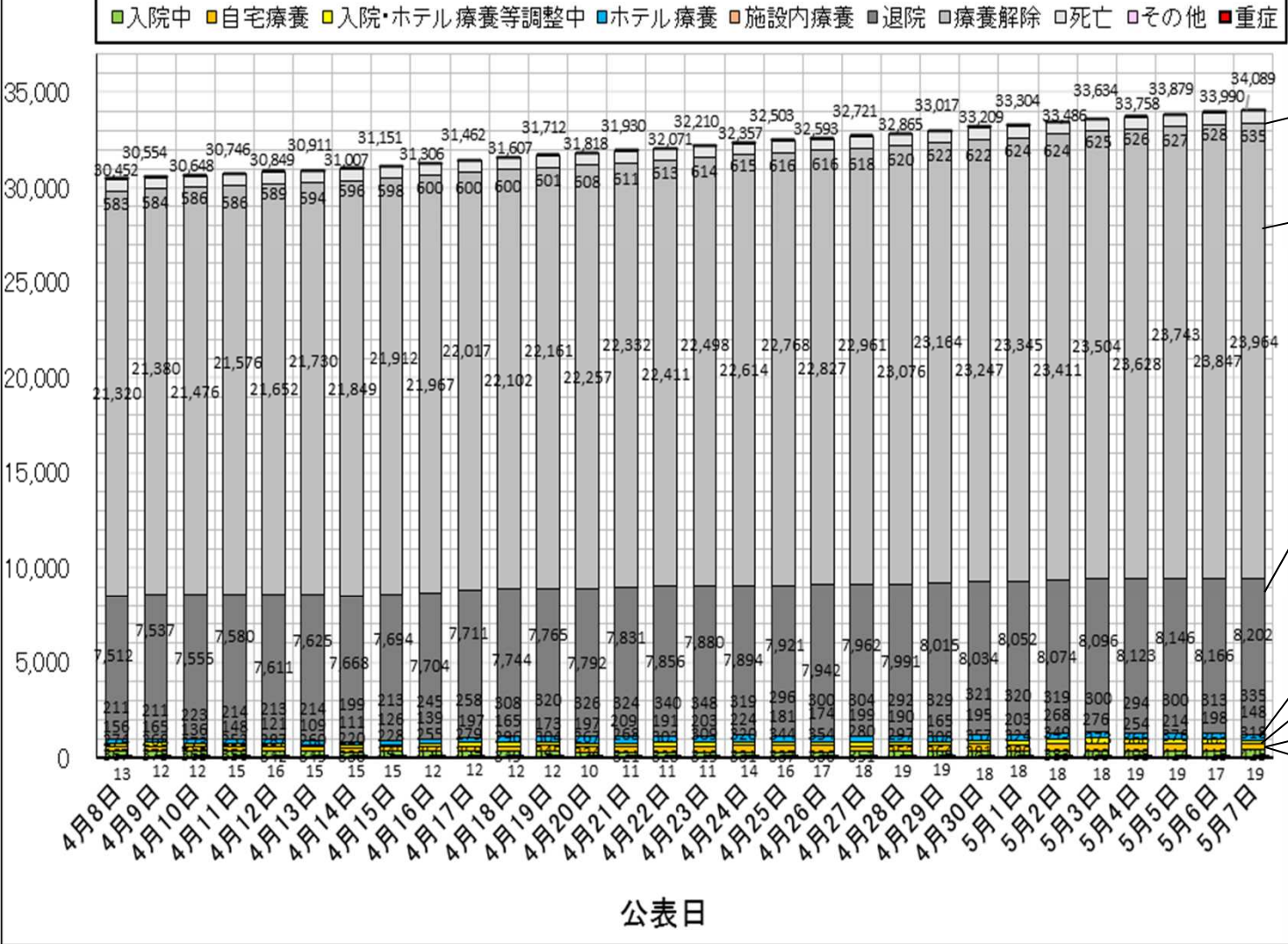
療養が必要な方: 1,226名

ホテル療養 335名

入院・ホテル療養調整中 148名

自宅療養 318名

入院中 (うち重症) 425名 (19名)



新規感染者の公表数（令和3年4月5日～）

（ ）内は直近7日間の合計

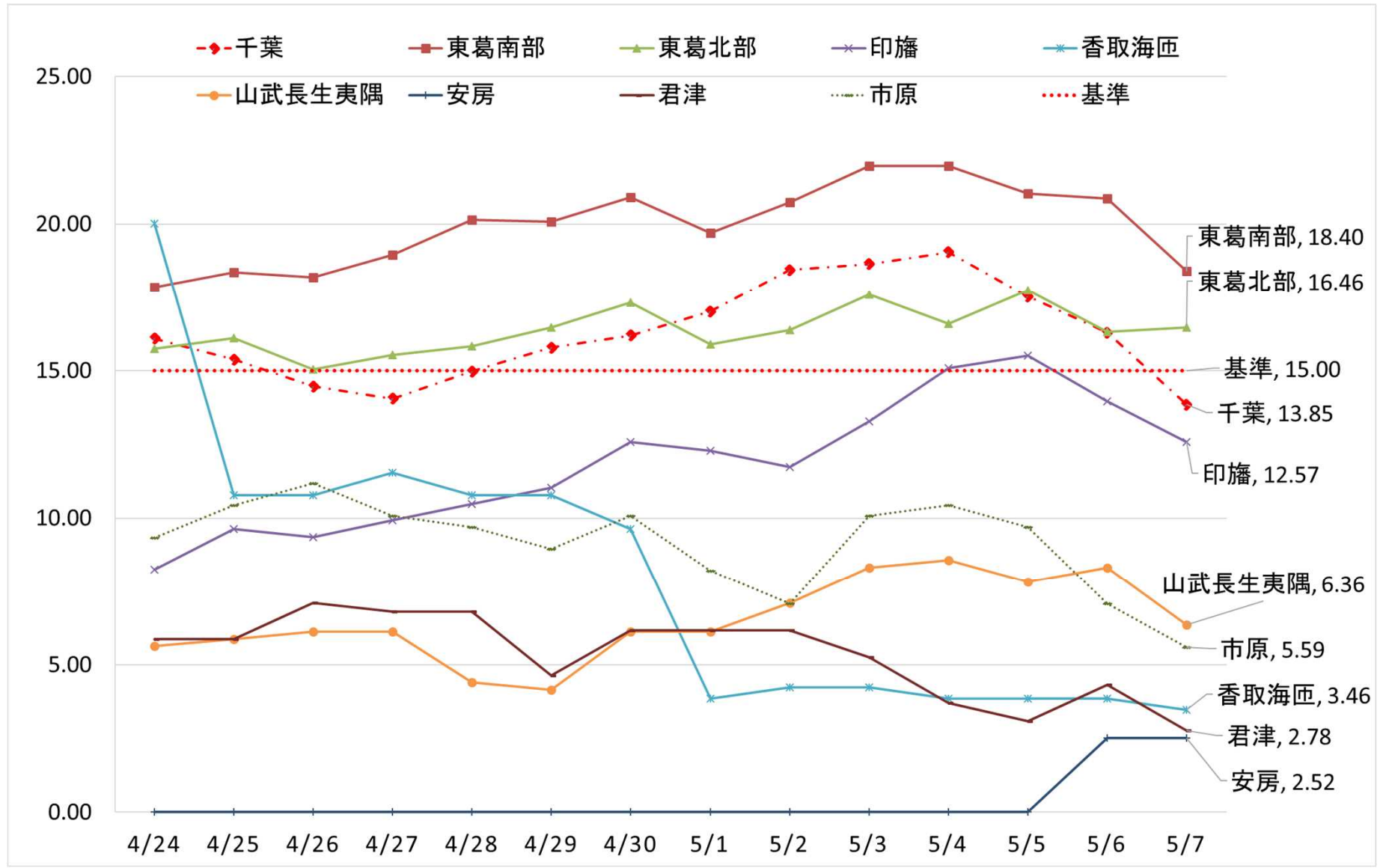
[]内は直近1週間とその前週との比較

4月

月	火	水	木	金	土	日
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
88名 (694名)	62名 (675名)	76名 (645名)	94名 (638名)	102名 (636名)	94名 (640名)	98名 (614名)
[0.98]	[0.94]	[0.90]	[0.88]	[0.92]	[0.94]	[0.86]
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
103名 (629名)	62名 (629名)	96名 (649名)	144名 (699名)	155名 (752名)	156名 (814名)	145名 (861名)
[0.91]	[0.93]	[1.01]	[1.10]	[1.18]	[1.27]	[1.40]
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
105名 (863名)	106名 (907名)	112名 (923名)	141名 (920名)	139名 (904名)	147名 (895名)	146名 (896名)
[1.37]	[1.44]	[1.42]	[1.32]	[1.20]	[1.10]	[1.04]
26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日
90名 (881名)	128名 (903名)	144名 (935名)	152名 (946名)	192名 (999名)	95名 (947名)	182名 (983名)
[1.02]	[1.00]	[1.01]	[1.03]	[1.11]	[1.06]	[1.10]
5月 3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
148名 (1041名)	124名 (1037名)	121名 (1014名)	111名 (973名)	99名 (880名)		
[1.18]	[1.15]	[1.08]	[1.03]	[0.88]		

※ 赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

2次医療圏別 1週間あたり人口10万人当たり新規感染者数



案

令和3年5月8日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年5月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月31日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

2 県における基本的な考え方 《内容の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
 - ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
 - ③ 感染リスクの高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
 - ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東葛地域[※]及び千葉市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。
 - ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。
- ※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

《内容の変更、期間の延長》

(1) 県民の皆様へ

① 県内全域【第24条第9項】

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～都道府県間の移動は厳に控える～

不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。

混雑している場所や時間をさけて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」

「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、措置区域（東葛地域*及び千葉市）の飲食店を利用する際は、酒類の持ち込みはしないでください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

○ カラオケの利用の際の注意 ～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

② 措置区域（東葛地域*及び千葉市）【第31条の6第2項】

○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛

東葛地域*及び千葉市においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】

期間：令和3年6月30日（水）まで期間を延長*

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがあります。

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

○ 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては収容定員の50%以内の参加人数とすること。

※ 上記の人数制限の基準は、5月11日までに開催されるイベントについては、令和3年4月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 5月12日から6月30日までに開催されるイベントについては、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ

① 県内全域の事業者等の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化

粧室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう、周知してください。

- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

② 県内の「飲食店*¹」・「遊興施設*²のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」・「施設(飲食店を除く)*^{2~6}」の皆様へ

別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請等の対象から除きます。
- ※3 イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
- ※4 イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部(体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など)
- ※5 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く)、運動施設又は遊技場の一部(スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど)、遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)、サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)
- ※6 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車講習所、学習塾等、図書館

協力の要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②「まん延防止等重点措置区域」内における床面積が1000㎡を超える大規模施設等

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。(5月12日から御協力いただけなかった場合においても、5月15日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から5月31日までの日数分を支給します。)

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 特措法に基づく要請とあわせたいお願いについて 《内容の変更、期間の延長》

○ イベント主催者の皆様へ

期間：令和3年6月30日（水）まで期間を延長※

※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがあります。

○ イベントの開催時間は、21時までとしてください。

(ただし、無観客で開催される催物等を除く)

※ 上記の時間制限の基準は、5月11日までに開催されるイベントについては、令和3年4月28日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 5月12日から6月30日までに開催されるイベントについては、令和3年5月11日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

5 その他の事項 《変更なし》

① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は6月30日までとされています。

② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

宿泊優待券の利用期限は「令和3年6月30日チェックアウトまで」です。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL 0570-003-894

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部経営支援課 TEL 043-223-3496

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

別表

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別（国の通知による区分）	措置区域（東葛地域 ^{*1} 及び千葉市）		措置区域（東葛地域 ^{*1} 及び千葉市）以外の区域
<p>「飲食店^{*2}」・「遊興施設^{*3}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗</p>	<p>法31条の6①</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 下表1の感染防止対策の徹底 <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する 		<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛 下表1の感染防止対策の徹底 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底 店内での会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する
<p>施行令11条施設 （Ⅰ）イベント関連施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） <p>（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場など 博物館、美術館など（図書館を除く） 	<p>1000㎡超え</p> <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない（ただし、イベントの開催の場合は21時まで可） 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 <p>法31条の6①</p> <ul style="list-style-type: none"> 下表1の感染防止対策の徹底 <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照） 	<p>1000㎡以下</p> <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない（ただし、イベントの開催の場合は21時まで可） 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照） 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）
<p>施行令11条施設 （Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、 運動施設又は遊技場の一部 スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く） サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） 	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） <p>法31条の6①</p> <ul style="list-style-type: none"> 下表1の感染防止対策の徹底 <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照） 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20時から5時」は営業しない 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込み含む） 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照） 	<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「21時から5時」は営業しない 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 下表1の感染防止対策の徹底 人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）

施設の種別（国の通知による区分）	県内全域
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅰ）幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令 11 条施設 （Ⅱ）図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3（3）事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

※ 施行令 11 条施設（Ⅰ）イベント関連施設等、（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※3 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表1 感染防止対策について

<ul style="list-style-type: none"> ○ 徹底した換気を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。 ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。 ○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。 ○ 飲食をする場においては、極力、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。 ○ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、可能な限り従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。 ○ 店舗入口及び店内に、「入場する方にはマスクの着用をお願いします」「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。 ○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いいたします。 ○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。 ○ 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設全体での措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う ○ 売場別の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

案

県有施設の利用制限について

令和3年5月8日
総務部

令和3年5月8日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限は、下記のとおりとなります。

記

1 利用制限を実施する施設について

(1) 重点措置区域内（22施設）

千葉県文化会館、青葉の森公園芸術文化ホール、
幕張メッセ国際展示場、国際総合水泳場、
東葛テクノプラザ、柏の葉公園、
さわやかちば県民プラザ、福祉ふれあいプラザ など

(2) 重点措置区域外（12施設）

南総文化ホール、東総文化会館、東部図書館、房総のむら など

2 利用制限の期間

令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）まで

※ 各施設の利用制限の内容は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課
電話：043-223-2046

令和3年5月12日以降の県有施設の利用制限について

1 措置区域

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市)

※流山市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市には、利用制限を行う県有施設はありません。

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052
9	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・開館時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室及び研修ホールの入室人数 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
15	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
16	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
17	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→10時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
18	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～20時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718
19	柏市	公園	千葉県立柏の葉公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、総合競技場、庭球場、茶室、 トレーニング室、会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
20	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
21	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～17時) (ただし、予約済は除く) ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
22	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時30分→9時～19時) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328

2 措置区域外

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～21時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
3	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
4	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
6	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
7	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
8	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
9	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
10	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
12	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

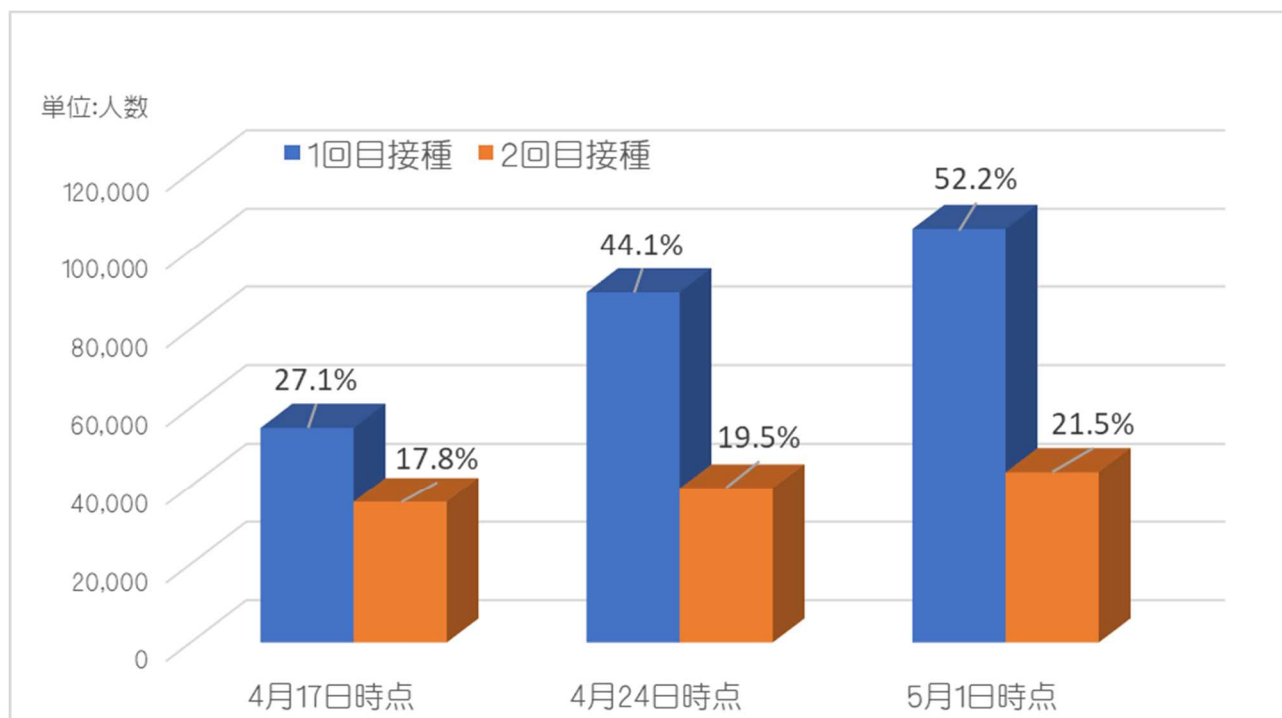
県内におけるワクチン接種体制の状況について

令和3年5月8日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 医療従事者等への接種の進捗状況

- 医療従事者等へのワクチン接種については、新型コロナ対応に携わる医療従事者等から進められており、5月1日時点で県内医療従事者等の半数を超える方が、1回目の接種を終えている。（各医療機関等でワクチン接種円滑化システム(V-SYS)に登録した接種の実績）
- 医療従事者等向けのワクチンについては、5月10日の週に県内医療従事者の2回接種を充足する量が配布される予定。



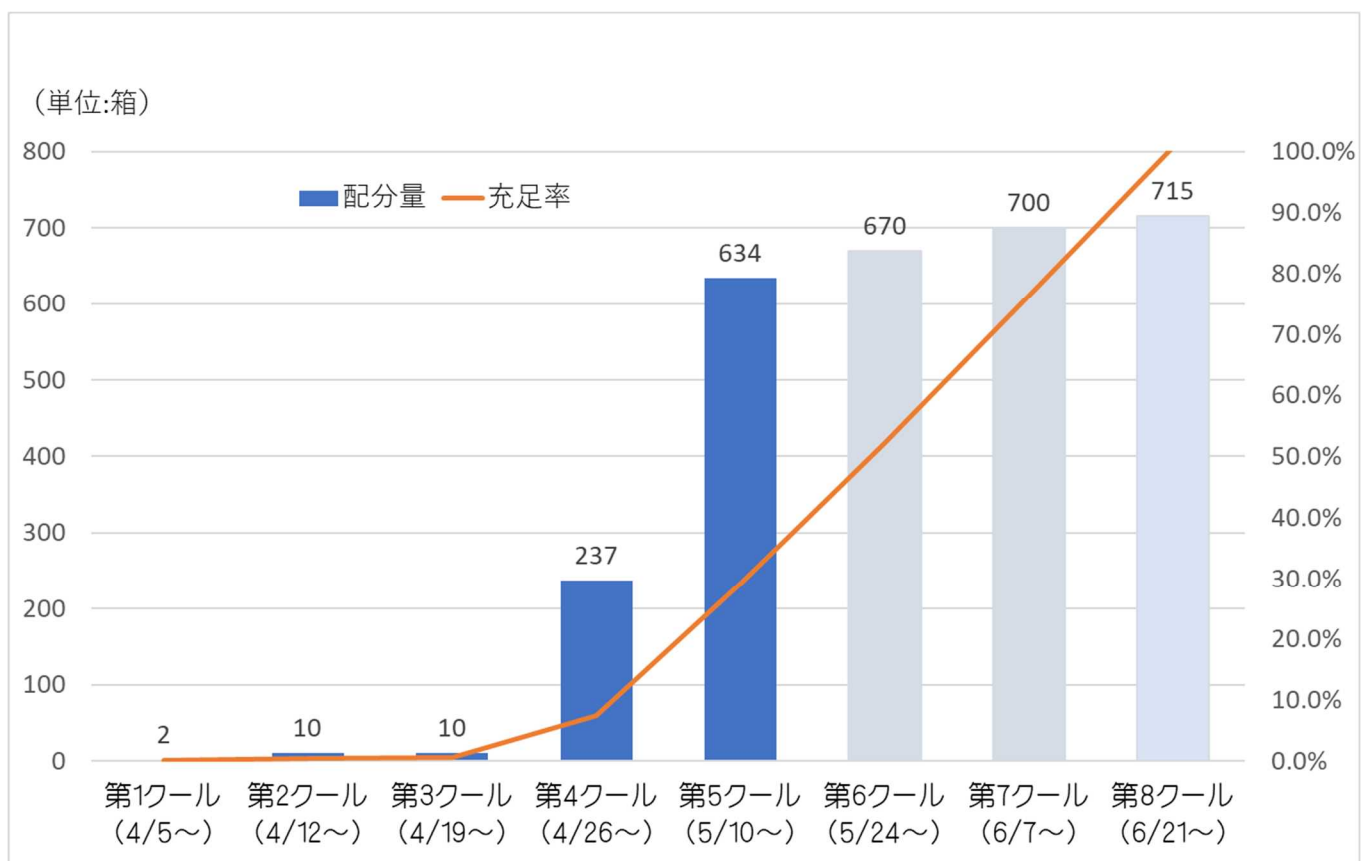
2 高齢者用ワクチンの配分量及び今後の割り当ての見通しについて

高齢者向けワクチンの配分については、4月5日の週から段階的に実施されている。

5月10日の週及び5月17日の週（第5クール）には634箱（741,780回分）が配分され、第6クール以降は、各クールに670箱以上の配分が予定されており、6月末（第8クール）には、65歳以上の高齢者全員の2回接種分のワクチン量が配分される見通しとなっている。

※ クールとは、国による配分スケジュールの単位。第1クールから第3クールまでは1週間、第4クールから第8クールは2週間を単位としている。

各クールにおける高齢者用ワクチンの配分量及び充足率



※ 第6クール以降は国からの通知による見通し。

※ 1箱：195バイアル入り

第1クールから第4クールまでは、1バイアル当たり5回接種用の針・シリンジを配布。

第5クールからは、1バイアル当たり6回接種用の針・シリンジが配布される予定。

※ 高齢者向けに配分されるワクチンはファイザー社製

自宅療養者への支援について

令和3年5月8日
新型コロナウイルス
感染症対策本部

感染拡大等に備えるため、自宅療養者への適切な支援体制の整備を進める。

1 健康観察体制

- 令和2年12月下旬から、自宅療養者に対しパルスオキシメーターの貸し出しを開始。今後感染が拡大した場合に備え約10,000台を確保。
- 保健所において電話やメールによる健康観察を1日1回以上実施。保健所の業務負担軽減のため、健康観察アプリを活用。

2 医療支援体制

- 透析医療機関及び在宅療養支援診療所・病院に対し、かかりつけ患者への治療の継続、保健所から依頼があった場合の対応について協力要請。
県医師会との連携により、対応可能医療機関の増加を目指す。
※ 協力金交付額は、平日1件あたり5万円、夜間・休日1件あたり10万円。
- 令和3年1月28日に、県医師会に対し、地区医師会を通じて各診療所へ、保健所または患者から依頼があった場合の電話診療や薬の処方等の対応を依頼。
今後、小児科・内科の診療所に対し、かかりつけ患者への電話診療・オンライン診療に対応するように協力要請実施予定。
- 夜間の救急輪番体制（1晩あたり2～3の医療機関）、休日対応医療機関の制度を構築。
※ 協力金交付額は、体制確保1日あたり10万円、受入実績1人あたり10万円。

3 配食サービス

- 自宅療養者が外出せず、安心して療養できるよう配食サービス事業を実施。

4 その他

- 後遺症相談についても、対応を検討中。